

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和7年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和7年2月27日（木） 午後2時30分 から
午後3時30分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - （1）委員 教育委員 森下 洋一、松下 陽子、八木 洋子、山本 正和
教育長 石原一則
 - （2）執行機関 （事務局）教育総務課長 平松 敏浩
社会教育課長 大村 泰子
教育総務課管理主事 松本 治樹
教育総務課教育総務室長 和田 昭宏
教育総務課指導主事 守谷 洋紀
 - （3）その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第1号 令和6年度末教職員人事異動内申について（非公開）
 - 議案第2号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について
 - 議案第3号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について
 - 議案第4号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
 - 議案第5号 川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第6号 川根本町教育委員会公印規程の一部を改正する規定について
 - 議案第7号 川根本町学校給食共同調理場施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第8号 令和7年度教育費歳入歳出予算（案）について
 - 議案第9号 令和6年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について
- 6 会議資料の名称 議案第1号～議案第7号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は５名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第３項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和７年第１回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。

議案第 1 号「令和 6 年度末教職員人事異動内申」については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第 1 号については出席者の 3 分の 2 以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和6年度末教職員人事異動内申についてを議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 号 令和 6 年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、令和6年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第1号 令和6年度末教職員人事異動内申については、原案のとおり承認いたします。

教育長 次に、議案第2号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。朗読を省略して事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第2号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

この改正は、川根本町若者交流センターにおいて、近年の物価、燃料費高騰の中でも川根留学生生徒募集を優先に考え利用料金を据え置いてきたが、寮の運営状況も厳しい状態が続いているのが現状であります。

このような中、利用料金の引き上げを行うことにより、収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に、相応の利用料金及び食事提供料金の見直しを行うものです。また、令和6年度、町立中川根中学校及び町立本川根中学校が義務教育学校となり、令和7年度から義務教育学校卒業生が対象となることから、名称の変更を行うことが提案理由となります。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第2号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第３号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第３号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

この改正は、南麓寮において、近年の物価、燃料費高騰の中でも川根留学生生徒募集を優先に考え利用料金を据え置いてきたが、寮の運営状況も厳しい状態が続いているのが現状であります。

このような中、利用料金の引き上げを行うことにより、収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に、相応の利用料金及び食事提供料金の見直しが提案理由となります。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第３号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第４号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第４号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

この改正は、令和６年４月に開校した義務教育学校９年生が令和７年３月をもって卒業となることから、条例中の連携中学校及び川根留学生の定義などを改正するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第4号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第5号 川根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第5号 根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。

この改正は、令和6年4月に開校した義務教育学校9年生が令和7年3月をもって卒業となることから、条例中の連携中学校及び川根留学生の定義などを改正されることにより、関係する施行規則についても改正するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか」

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第5号 根本町若者交流センター条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第6号 川根本町教育委員会公印規程の一部を改正する規定についてを議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第6号 川根本町教育委員会公印規程の一部を改正する規定について提案理由の説明をいたします。

この改正は、すでに定められている公印規程別表中、「三ツ星学園学校長印」とあるべきところを、「三ツ星学園学園印」となっていたため、修正をするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第6号 川根本町教育委員会公印規程の一部を改正する規定については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第7号 川根本町学校給食共同調理場施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第7号 川根本町学校給食共同調理場施行規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。

この改正は、川根本町学校給食共同調理場運営委員会第4条において委員を定める中、川根本町立PTA会長が委員に含まれていましたが、PTA加入が自由選択となったことから、川根本町立学校PTA会長を委員の構成から削除するものです。

ご審議の上ご採択賜りますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第7号 川根本町学校給食共同調理場施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第8号 令和7年度教育費歳入歳出予算(案)について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。令和7年第1回予算関係資料の1ページをご覧ください。

10 款の教育費全体では、8 億 5,101 万 4 千円となり、前年度と比べてみますと 605 万 5 千円の減額となります。

1 項 教育総務費は、4 億 271 万 8 千円で、昨年度比 2,747 万 4 千円の減額です。

1 目 教育委員会費は教育委員さんの報酬などを計上し、105 万 8 千円で 12 万 4 千円の減です。

2 目 事務局費は主の事務局職員の人件費を計上し、7,254 万円で 576 万 8 千円の増額です。

3 目 教育諸費は 1 億 1,904 万円、前年比 2,337 万 6 千円の減額です。

これは、教職員住宅解体工事の減額が主な減額の要因です。

4 目 通学バス等運営費は、5,966 万 6 千円で 189 万 8 千円の減額です。ほぼ昨年度並みです

5 目 地域若者教育推進費は 1 億 5,041 万円で、前年比 788 万 4 千円の減額です。これは、川根高校生の生徒数が減ったことにより崎平にあるよすが苑の運営に係る舎監業務が減ったことが主な理由です。

第2項 義務教育学校費は、1 億 3,402 万 6 千円です。708 万 4 千円の増です。

1 目 学校管理費は義務教育学校 2 校分の管理費です。1 億 2,068 万 1 千円で 854 万 7 千円の増額です。増額の主な理由は、渡り廊下の修繕などによる修繕工事などが増加したことが主な理由です。

2 目は 義務教育学校 2 校分の学校振興費です。1,334 万 5 千円で 146 万 3 千円の減額です。減額の主な理由は見直しを行い不要となるリースなどを取りや

めたことによるものです。

予算関係資料の2ページをご覧ください

10 款5 項4 目、学校給食施設費は9,078 万9 千円、前年比147 万2 千円の増額で増額の主な理由は、電源立地補助金を活用して購入する備品購入費の増額を予定しています。

次に、主要事業調書から予算関係資料の説明をしますので7 ページをご覧ください。

最初に第2 次 ICT 教育推進業務委託です。これは、これまで整備した ICT 教育環境を町、CBBS とベネッセコーポレーションによる契約で事業・校務・環境整備を委託するもので、令和4 年度から令和9 年度7 月までの5 か年契約を結んでおり、今年度の契約分として4,715 万円を計上しています。

次に、8 ページ外国人英語指導助手（ALT）派遣業務委託です。

令和7 年度予算要求額600 万円です。これは、事業目的にあるようにALTを学校に派遣し児童生徒へ生きた英語に触れる機会を提供し英語教育の充実と国際理解の向上を目指すものです。

次に、9 ページから10 ページ地域クラ部活動移行事業です。

令和7 年度予算要求額781 万7 千円です。これは国が示す令和8 年度までに部活動を完全地域移行することを目的に川根本町で取り組んでいる事業予算です。令和7 年度は本格移行の前の準備期間で部活動振動院の報酬と地域総合クラブ運営委託料が主な支出となっています。

次に、11 ページ、コミュニティスクール運営事業費です。

令和7 年度予算要求額184 万6 千円です。令和4 年度から運営しているコミュニティスクールについて令和7 年度も引き続き取り組み、地域と一体となった特色ある学校づくりのための事業です。

次に、12 ページ、不登校・いじめ対策事業（フリースペースの新設）新規事業です。令和7 年度予算要求額204 万3 千円です。

令和7 年度からの新規事業で、川根本町内の義務教育学校において不登校児童生徒が現時点で9 名の方が学校にいけない状況です。

町として、だれ一人取り残さない学びの環境づくりとして学校になじめない不登校児童生徒の居場所づくりを確保することが目的で、対応する支援員の報酬や施設設備の費用を予算要求しました。

次に、13 ページ、三ツ星学園渡り廊下改修工事です。

令和7 年度予算要求額430 万7 千円です。三ツ星学園の渡り廊下について側面が開口であり雨天の際児童生徒及び教職員が濡れてしまううえ、急いだ場合滑る可能性もあるということから、安全な校舎間移動が出来るよう改修を行うものです。

次に、14 ページ、三ツ星学園プール解体に伴う設計業務委託です。

令和 7 年度予算要求額 199 万 2 千円です。プールの水漏れに伴い、使用ができないプールについての解体を行うための設計調査業務委託を行うものです。

次に、15 ページ、義務教育学校校務用センターサーバ更新費用です。

令和 7 年度予算要求額 248 万 9 千円です。

学校間のグループウェアやセキュリティ管理を行っているセンターサーバのリース期間が終了するため、更新を行うものです。

次に、16 ページ、三ツ星学園通信機器プリンターリスペース作業費です。

令和 7 年度予算要求額 812 万 6 千円です。この機器は既に学校にあるものですが、設置後 7 年が経過していることで、iPad を活用した授業に影響を起しているため、更新を行うものです。

次に、17 ページ、三ツ星学園音楽室天井雨漏り工事費です。

令和 7 年度予算要求額 209 万円です。現状で、大雨天時に音楽室の天井から雨漏りがして、バケツなどをおいて対応していますが授業にも支障をきたし、楽器や電気系統への影響を懸念されることから改修工事を行うものです。

次に、18 ページ、三ツ星学園体育館空調設備・受変電設置工事設計業務委託料です。

令和 7 年度予算要求額 240 万 1 千円です。

この事業は、昨年度、熱中症警戒アラートが複数回発令され、体育館の授業ができない状況でした。このため体育館の利用が可能な方法を検証することも含めた調査及び設計を令和 7 年度において行うものです。

次に、19 ページ、光の森学園防火シャッター取替工事です。

令和 7 年度予算要求額 633 万 1 千円です。この事業は、設備検査の結果防火シャッター 6 か所でワイヤー不良により防火シャッターが閉まらないことが判明したため、防火シャッターを 3 か年計画で取替するものです。

次に、20 ページ、光の森学園給食配膳室昇降機改修工事です。

令和 7 年度予算要求額 286 万 1 千円です。この事業は、昭和 47 年の校舎建設時に設置され、現在も利用しているが、定期検査の結果、巻上機の綱車などの経年劣化が指摘されたことから安全に配慮し工事を行うものです。

次に、21、22 ページ、スクールバス運行管理業務です。

令和 7 年度予算要求額 5,966 万 8 千円です。この事業は、町内 9 路線のスクールバスを運行管理し、児童生徒の通学などの交通手段を確保するものです。

次に、23 ページ、奥流・南麓寮運営管理業務です。

令和 7 年度予算要求額 9,379 万 1 千円です。

この事業は、川根高校の寄宿舎として令和 6 年度まで 3 つの寮で運営してきましたが、生徒数の減少に伴い「よすが苑」を閉鎖し、2 つの寮で寄宿舎を運営す

るための経費を計上しています。

次に、24 ページ、公営塾指導管理業務委託事業です。

令和7年度予算要求額 3,495 万 2 千円です。

この事業は、川根高校の魅力化と都市部に行かなくては塾に通えない状況を克服するため公営塾を設置し学力の向上の機会を提供するための委託事業費です。

次に、25 ページ、海外研修事業です。

令和7年度予算要求額 3,427 万 9 千円です。この事業は、主に義務教育学校 8 年生を対象とし、国際化教育の一環とし、海外生活を経験することにより心身ともにたくましく国際的視野を持った人材を行くしすることを目的に実施しています。

次に、26 ページ、給食食材費負担軽減事業です。

令和7年度予算要求額 766 万 2 千円です。この事業は、学校給食に係る給食費の一部を町が負担することで、子育て世代の負担軽減を図り、子育てしやすい町づくりを目指す一環の取組として行うものです。なお、各事業の詳細は資料にて確認をお願いいたします。

次に、社会教育費について大村課長より説明いたします。

令和7年度 社会教育費歳入歳出予算（案）について、予算関係資料 1 ページをご覧ください。

3 項 社会教育費の本年度要求額は、1 億 6,676 万 4 千円です。

1 目 社会教育総務費は、7,905 万 3 千円で前年比 180 万円の減額での予算を計上しています。

内容としましては、社会教育委員会の他、各種委員会に要する経費、放課後子供教室に要する経費、図書ネットワーク事業やブックステップ事業など図書関連事業に要する経費、文化財事業等に要する経費、地域学校協働本部伴う人件費などを計上しております。

主要事業としましては、資料の 27 ページをご覧ください。義務教育学校 5 年生県外体験学習事業で予算要求額は、403 万 6 千円です。毎年行っている事業ですが、来年度の研修先は今年度と変わらず九州方面で、研修日数を暑い時期ということもあり児童の体力的負担の軽減を考慮し、2 泊 3 日から 1 泊 2 日に変更して実施いたします。また、今年度までは、5 年生担任教諭の引率をお願いしていましたが、教諭の負担軽減という観点から学校教諭の引率をなくします。大きな変更点は以上です。

次に新規事業としまして、資料 28 ページの出土遺物活用事業についてですが、現在、旧本川根中学校に保管しております出土遺物の保存や調査結果の公開・活用を図るため、貴重な遺物を文化会館ロビー等に提示し、町の歴史に関心を持ってもらうきっかけとするという目的で実施します。

予算要求額は、90 万円で、展示用のショーケースの購入及び学習会の講師謝礼です。

続きまして、資料 29 ページをご覧ください。

図書室運営・図書ネットワーク事業に関する経費で、予算要求額は 1,818 万円です。この事業の中で、令和 7 年度の新規事業としましては、2 事業概要の一番下に記載されております、図書室壁の塗装修繕です。文化会館図書室の壁がシミ、黄ばみ等でだいぶ汚れていますので塗装いたします。

次に資料 30 ページ 文化財案内看板整備事業で、予算要求額は、15 万円です。近年増加している外国人観光客に対応できるように文化財案内板を QR コードにより多言語化に対応させます。

次に新規事業としまして、資料 31 ページの社会体育施設等予約システム導入に係る経費として、360 万円予算要求しております。

社会教育課管轄の伝承館、文化会館、海洋センター、グラウンド等の社会体育施設をはじめ、山村開発センター、学校施設、コミュニティ機器の予約を、いつでも、どこでも可能となるように予約システムを導入予定です。

資料 1 ページに戻りまして、2 目 生涯学習推進費は、781 万 3 千円で、29 万円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

地域で取り組む生涯学習推進事業、各種講座・教室の開催、ふるさと発見団、海の子山の子交流教室、むつみ学級・すこやか大学、家庭教育学級、青少年教育、文化協会地域生涯学習活動派遣事業等に要する経費を計上しております。

3 目 資料館運営費は、1,233 万 4 千円で 102 万 9 千円の増額です。

増額の要因としましては、会計年度任用職員の社会保険料の増額によるものです。その他、資料館運営費として、修繕料、建物清掃や空調設備保守点検などの委託料などを計上しております。

4 目 文化会館運営費は、6,650 万 5 千円で 508 万 4 千円の増額です。

工事費の増額が主な増額要因です。資料 32 ページをご覧ください。文化会館は開館 38 年を経過しているため、ホール内壁タイルの浮きが生じ、破損している箇所もあるため安全を確保するために、ホール内壁タイルの改修工事を行います。工事は 9 月中旬から 12 月を予定しております。

資料 33 ページをご覧ください。

文化会館の主な事業として、文化公演事業があります。906 万円を予算要求しております。

自主事業パートナー委託料で 800 万円、年 2 回実施しております

たんぽぽ劇団公演に 67 万 4 千円計上しており、その他広告料等になります。

そのほかの文化会館運営費の内容は、施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。

1 ページにお戻りください。

5 目 伝統文化伝承館運営費は 105 万 9 千円で 20 万 1 千円の増額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。減額の主な理由は、光熱費の減額が主な減額の要因です。

施設の維持管理に係る光熱水費・施設修繕・浄化槽管理・周辺整備の事業費を計上しています。

74 ページ、4 項 保健体育費は、1 億 4,750 万 6 千円です。

1 目 保健体育総務費は、1,083 万円で 228 万 2 千円の増額です。

増額の主な要因は、資料 34 ページをご覧ください。

今年度、ラグビーの静岡ブルーレヴズ、卓球の静岡ジェード、バスケットボールのベルテックス静岡、サッカーの藤枝 MYFC のプロスポーツチーム 4 チームと連携協定を締結しました。

プロスポーツチームとの連携事業として、プロスポーツ観戦バスの運行、スポーツ体験教室の開催、合宿事業費助成等を実施し、町の活気・賑わいの創出や未来を担う青少年の健全育成を図っていくために、213 万 5 千円の予算要求をしています。

その他、保健体育総務費では、スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費、スポーツイベントに要する経費、スポーツ少年団事業費補助金、川根本町体育協会事業費補助金などを計上しております。

2 目 体育施設費は、1,161 万 9 千円で 42 万円の増額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。社会体育施設管理作業の芝刈りや地域のコミュニティ施設での芝刈り作業にも貸し出しをして有効活用していただくために、乗用芝刈り機の購入を予定しております。

3 目 海洋センター運営費は、3,426 万 8 千円で 593 万 7 千円の増額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催、カヌー出前教室や水泳教室等の実施、中高年向けの運動教室・高齢者向け転倒予防教室の実施、カヌー普及関連事業、施設の維持管理にする経費を計上してあります。増額の主な要因は、一般職の人権費の増額です。

社会教育課関連の令和 7 年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

令和 7 年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第8号 令和7年度教育費歳入歳出予算(案)については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第9号 令和6年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学する児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人を表彰するものです。

受賞者は、義務教育学校の校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。

令和6年度に校長から推薦のあったものは、

三ツ星学園 児童・生徒 7人、3組、教職員 0人

光の森学園 児童・生徒 17人、0組、教職員 0人

で、児童生徒24人・27件です。

受賞者の決定としての事務局案は、推薦のあった児童・生徒24人・27件中、23人・26件を候補者として提示します。

以上、よろしくご審議願います。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和6年度川根本町教育委員会表彰受賞者は、原案のとおり決定します。」

教育長 その他の議題であります。協議事項はありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

8 閉 会

教育長 以上で本日の日程は終了いたしました。よって、令和7年 第1回 川根本町
教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 石原 一則

委 員 森下 洋一

委 員 松下 陽子

委 員 八木 洋子

委 員 山本 正和